

方針より兩相違うものあり
以て協議せしむ

大正四年六月四日午後一時半

山東省三國免條約其他委員会
出席者

大正四年六月四日午後一時半
山東省三國免條約其他委員会

出席者

委員長 韓海明氏

委員 伊東子

末松子

金子子

清浦子

濱尾男

都築男

山東省三國免條約其他委員会

本
三
三

花房子

曾林子

從明去

加藤外務大臣

小池政務大臣

高尾書院

高橋法別長官

其地多居之

芥川副議長

右松書院長

二上書院

入江書院

加藤外務大臣 其地多居之

高尾書院 小池政務大臣

南滿洲及東部内蒙古之國境條約

○東部内蒙古之日本特許之露國下之條約

○露國下之條約 (加藤外務大臣)

○露國下之條約 (支那之露國下之條約)

○露國下之條約 (支那之露國下之條約)

村
密
院

高麗海軍の正兵衛有、備、等(卯十条)(加巻)

日清戦の野、光緒三十一年、各局、依、法律、

十五日以下、おる、十五日以下、野、

二、以上の隊、加、又(加)

○共同裁判、支那、法律、他、の、抗、訴、の、

云、中(加) 之、行、は、紙、を、三、つ、(加) 及

○建、二、条、三、條、工、業、小、手、の、商、賣、の、字、を、用、い、た、

もの、(卯) 二、条、三、條、の、字、を、用、い、た、(加) 及

条、の、條、の、字、を、用、い、た、(加) 及

米、國、下、の、米、の、農、業、の、文、字、を、用、い、た、(加) 及

題、を、生、し、し、(卯) 及、の、字、を、用、い、た、(加) 及

題、の、字、を、用、い、た、(卯) 及、の、字、を、用、い、た、(加) 及

同、様、の、字、を、用、い、た、(卯) 及、の、字、を、用、い、た、(加) 及

(卯) 及

○東、部、の、農、業、の、境、の、字、を、用、い、た、(加) 及

國、の、字、を、用、い、た、(卯) 及、の、字、を、用、い、た、(加) 及

の、字、を、用、い、た、(卯) 及、の、字、を、用、い、た、(加) 及

の、字、を、用、い、た、(卯) 及、の、字、を、用、い、た、(加) 及

の、字、を、用、い、た、(卯) 及、の、字、を、用、い、た、(加) 及

の、字、を、用、い、た、(卯) 及、の、字、を、用、い、た、(加) 及

ルニアラ(加多)

農具の所隨(工業)トマの何故、ハあり

路社セリ中曾道、ハあり、ハあり、ハあり

ノイナ(伊多)ハあり、最田後、一ナリ

最初支那、南洋、ハあり、耕作、ハあり、ハあり

農業、牧畜、ハあり、最田後、ハあり

修、初、ハあり、南洋、ハあり、ハあり

セ、ハあり、ナリ(加多)ハあり、最田後、ハあり

同、按、権、ハあり、最田後、ハあり、ハあり

土地、ハあり、最田後、ハあり、ハあり

(伊多)支那、ハあり、最田後、ハあり

ハあり、最田後、ハあり、ハあり

ハあり、最田後、ハあり、ハあり

ハあり、最田後、ハあり、ハあり

(伊多)ハあり、最田後、ハあり

協、同、ハあり、最田後、ハあり

最、田、後、ハあり、最田後、ハあり

ハあり、最田後、ハあり、ハあり

呆くしる玉うさや(妻相)改めあは
叙立以上(事務)上(事務)行せしむるは
(加参)

右五(侍)往せしむる之(職務)ナリ其
規定あり(伊葛)大(先)規定あり
ト思(一)号(研究)し(指)立(令)裁(別)に(付)き
毛(同)控(テ)リ(加参)

勿(四)条(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其
ル(ハ)又(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其
(一)号(指)立(令)用(ス)ル(ハ)其(一)号(指)立(令)用(ス)ル(ハ)其

フ(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其
又(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其
ト(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其

高(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其
其(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其
其(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其

其(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其
其(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其
其(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其

其(一)号(支)即(人)ト(令)用(ス)ル(ハ)其



諸君の語る事秋の節に於て亦亦三十年来
ト解し暇に更新したる所の得る条件ト云
コトトシテ亦亦云々之を最の道標ト云
おんたり(加)

大正四年六月五日午後一時三十分
山東省ニ関スル條約其他第二回委員会
出席者

委員長

蜂谷明彦

委員

伊東子

金子子

末松子

清浦子

都筑男

渡尾男

杜
密
附

花房 子

曾 子

说明者

加藤 外務大臣

小池 政務局長

高尾 書記長

是地

芳川 副議長

青松 書記長

清水 書記官

二上 書記官

入江 書記官

米國(一)何事か申(二)東(三)上(四)子(五)此(六)如(七)何(八)部
道

五月十三日 在る代(一)理(二)者(三)便(四)り(五)口(六)上(七)者(八)ヲ(九)也(一〇)テ

條(一)由(二)上(三)人(四)権(五)初(六)支(七)那(八)ノ(九)政(一〇)治(一一)上(一二)乃(一三)地(一四)ニ(一五)因(一六)テ

ル(一)下(二)乃(三)美(四)色(五)門(六)戸(七)可(八)取(九)主(一〇)ギ(一一)同(一二)ル(一三)ト(一四)皆(一五)リ(一六)モ(一七)ノ

ナ(一)ル(二)ト(三)米(四)口(五)ニ(六)於(七)條(八)由(九)ヲ(一〇)承(一一)得(一二)ル(一三)事(一四)ト(一五)高(一六)ク(一七)通(一八)ル(一九)事(二〇)

區
密
附

海軍本部ノ義ヲ及同セシテ大正九年ノ記録ニ存スルモノ
ナリトスルハ明細書係モ同様ニ存スルモノナリトスル
五月十七日 第六二七番

日支條約ニシテ外ありノ位置ニ一ニ係ルカラス

シテアルトキハ條約ニシテアルトキハ信託トシテ
有テ存スルモノナリトスルハ其係ルモノニシテ同様に
若し其係ルモノナリトスルハ其係ルモノニシテ同様に

ニシテアルトキハ日支兩國ノ通商ニシテアルトキ
ハ其係ルモノニシテアルトキハ其係ルモノニシテ
セリ其係ルモノニシテアルトキハ其係ルモノニシテ

支那ノ手前ニ解決スルニシテアルトキハ其係ル
モノニシテアルトキハ其係ルモノニシテアルトキ

通商レガ 五月三十日ノ通商レガ 今ノ通商レガ
次回以降同チ使ヲラシメシニシテアルトキハ其係
ルモノニシテアルトキハ其係ルモノニシテアルトキ

カキテ 現行条約ニシテアルトキハ其係ルモノニシテ

陸軍部ハ其係ルモノニシテアルトキハ其係ルモノニシテ

同様にアルトキハ其係ルモノニシテアルトキハ其係
ルモノニシテアルトキハ其係ルモノニシテアルトキ

アルトキハ其係ルモノニシテアルトキハ其係ルモノ
ニシテアルトキハ其係ルモノニシテアルトキハ其係
ルモノニシテアルトキハ其係ルモノニシテアルトキ

附
附
附

鹽
附
附

和村
密
陽

美口、操極極少得タクトトト四日候了詳新
アリ字候由(和村)

四ノ凡洋高(和村)古クノ美口人の支那人
ト得レ支那人が得る(和村)極少得レ(和村)

礦物極極少得る之ヲ極少ト(和村)也
六ノ日内、和村(和村)極少得レ(和村)

アリ支那政府(和村)極少得レ(和村)也
和村(和村)極少得レ(和村)也

其内和村(和村)極少得レ(和村)也
和村(和村)極少得レ(和村)也

和村(和村)極少得レ(和村)也
和村(和村)極少得レ(和村)也

和村(和村)極少得レ(和村)也
和村(和村)極少得レ(和村)也

和村(和村)極少得レ(和村)也
和村(和村)極少得レ(和村)也

和村(和村)極少得レ(和村)也
和村(和村)極少得レ(和村)也

和村(和村)極少得レ(和村)也
和村(和村)極少得レ(和村)也

此の米日、^諸方より

申す如く、軍中收買の程、^諸方より

各口、此の例、^諸方より、日か、^諸方より

申し、^諸方より

或る、^諸方より、^諸方より

ボノコトより

米日、^諸方より、^諸方より、^諸方より

此、^諸方より、^諸方より、^諸方より

此、^諸方より、^諸方より、^諸方より

トアリ

Contiguity

馬尾

福運、^諸方より、^諸方より、^諸方より

カトヤトコト

此日、^諸方より、^諸方より、^諸方より

米、^諸方より、^諸方より、^諸方より

他、^諸方より、^諸方より、^諸方より

此、^諸方より、^諸方より、^諸方より

此、^諸方より、^諸方より、^諸方より

此、^諸方より、^諸方より、^諸方より

此、^諸方より、^諸方より、^諸方より

招

福

福

桐 密 附

今ハ此ノ如キ事トモナシ但人及ニテ業ヲ得
附クコト能ク至 支那内務部内人ニハ、
コトヲ為サズモ、自ラ口、
以テハ、
田号

右同様ナリ、
以上ノ如ク、

等、
等、

又、
（亦也）

日、
（伊也）

（伊也）

（伊也）

我、
（伊也）

（伊也）

（伊也）

（加也）

接、
時、

續

権
密
防

公文ニ用ヒラシ 協議オ公ノ義ナリ ()
今意ソあるニ 義ナリヤ () 今意ソある

中十号ノ二行

條約第五條及第六條ノ關係ニ付條約ニ於
テ五條ニ今日裁判ノ事ヲ規定シ 通商
条約ニ於テ裁判ニ使フトナリ)
其ノ關係ナリ () ()

通商條約ニ使ハレ 通商條約ニ使ハレ

條約ニ使ハレリヤ 人ノ地位ニ 條約ニ使ハレ
ト 人ノ地位ニ 權利ニ付リ 亦條約ニ使
係ナシ 従前ニ使ハレ 權利ニ使ハレ () ()
蒙古ニ 高草地ニ 設ケル 従前ノ 條約ニ 使ハレ
司 使ハレ () ()

主令裁判トナリ 従前ニ使ハレ 條約ニ使ハレ
蒙古 () () 高草地ニ 設ケル 従前ノ 條約ニ 使ハレ
スル 従前ノ 條約ニ 使ハレ 之ヲ 條約ニ 使ハレ
其ノ 條約ニ 使ハレ () ()

權
密
防

道高修治... 高平地... 修治... 留舎...
ナリ印修治... 他... 園... (少地)

十一号

今年... 今... 見... (修)

(修) 是作... 之... 計... (修)

是修... セムセニリキ... 株... (修)

山子... 今... (修)

否... (修)

(加後)

十三号

不... 甲... (加後)

喜... 下... (加後)

変化... (加後)

コト... (加後)

支所... (加後)

... (加後)

子... (加後)

十三

陽宅 之安七廿七(都名) 記甚初年
多件 之何先 之何先 之何先
拒之及サハハナリ(如名)

夫即口之流係申令 出者而利流ヲ移
之レリナリ 之レリナリ 之レリナリ
自之云リ 之レリナリ 之レリナリ
之レリナリ 之レリナリ 之レリナリ

清浦 不條約、於テ終口、凡シモ、大ニ
夫ノ所アリ、有リ、左、右、美、隣、ノ、系、ヲ、全、ク、ス、ル、ニ、為、リ
何等ノ計画ニ所ナリヤ

加答 彼ノ感傷ヲ實セ、
世トセシト、情ヲ執、
痛切ナリヤ、
此ノ世トセシト、情ヲ執、
痛切ナリヤ、
此ノ世トセシト、情ヲ執、
痛切ナリヤ、



柑
蜜
陽

ナナリ 此所 知のニ 取テハ 諸言セウコト
名ニ 衆有 知者ヲ 有ルニ 金ヲ 貸スル
コトモ 一方法トシ

却品 如 條行 宜有ニ 付 細目ヲ 包スル
有ス 云ニ 付 高^高ク 宜ク 有ルコト

加方 非初ト 園シテハ 同月ヲ 安ルルキモ
多リハ 宜地ノ 付之ヲ 有スルコト 其 様上ニ 書
クニ 亦知^知ラハ 教セド 宜地 有ルコト 經ナク

又

陸年ニ 入リ 威^威儀^儀ヲ 宜ク 有ルコト 又 其 様

後 乱暴^暴ノ 有ルコト 有リ 其 様ニ 依^依テ 其 様ニ
却テ 教セシ 者ト 有テハ 其 様ニ 依^依テ 其 様ニ
有ルコト 有テハ 其 様ニ 依^依テ 其 様ニ

此所 知 大 体ト 有テハ 其 様ニ 依^依テ 其 様ニ
ト 有テハ 其 様ニ 依^依テ 其 様ニ 有テハ 其 様ニ
有テハ 其 様ニ 依^依テ 其 様ニ 有テハ 其 様ニ

伊 方 多 貴^貴ノ 有テハ 其 様ニ 依^依テ 其 様ニ
其 様ニ 依^依テ 其 様ニ 有テハ 其 様ニ 依^依テ 其 様ニ
其 様ニ 依^依テ 其 様ニ 有テハ 其 様ニ 依^依テ 其 様ニ

福
吉
院

又之習志らんやせぬもハル一故向ふし

傳書

時法明 故に方術意見ナラハ申シテウチ

意見ナラハ向ふし

法術 徳言を傳ふしハ初法を行キ意見ナラ

心法ハテ終止したるナラハ

研究 切實の意ナラハトモウハカクヤニシテ今法

言ハ陰気ハ今世ナラハ考志ノ後絶トシ

こうし

金子 切實の意ナラハトモウハカクヤニシテ今法

考志らんやあるハ平法ニ知ルナラハ

之方行役ナラハモアリ 國界ノ多ク公法ニ

モノ法儀ニ考ルルカあるハ皆ノ意見ナラハ

キナハ法儀ニ考ルルカあるハ

時法明 故に方術意見ナラハ申シテウチ

意見ナラハ向ふし 又子法儀ニ考ルルカあるハ

クノ用意ナラハ法儀ニ考ルルカあるハ

研究 考ノ用意ハ法儀ニ考ルルカあるハ

皆モ一箇ナラハ法儀ニ考ルルカあるハ

法術 考ノ用意ハ法儀ニ考ルルカあるハ

ヲキカガ^お未^み又^{また}ツキ^{つき}キ^きハ^はシ^しタリ

子^こあ^あ一^一下^下留^留り^り強^強い^い言^言と^とめ^め何^何と^とテ^テヨ^ヨシ^シ決^決定^定

ス^スキ^キス^スの^のト^トス

む^む極^極精^精奴^奴勉^勉成^成久^久ト^トハ^ハ何^何際^際向^向こ^こ向^向し^し申^申サ^サシ

ズ^ズめ^め何^何ニ^ニテ^テス^スベ^ベキ^キヤ^ヤヲ^ヲ始^始ニ^ニ決^決意^意心^心持^持し^し一^一足^足飛^飛

ニ^ニテ^テス^スリ^リソ^ソあ^あ可^可ウ^ウリ^リ決^決意^意ノ^ノ取^取持^持シ^シサ^サシ^シモ^モ一^一口

位^位ノ^ノ官^官カ^カカ^カレ^レ可^可カ^カラ^ラス

何^何ホ^ホ多^多人^人ノ^ノ由^由也^也見^見リ^リ何^何と^と自^自か^かシ^シ老^老年^年ノ^ノ由^由也^也シ

何^何ト^トハ^ハ決^決意^意ヲ^ヲ為^為ス^スル^ルト^トシ^シテ^テモ^モ言^言詞^詞ガ^ガこ^こも^も注^注意^意

ス^スル^ルト^ト也^也ス

未^未終^終 不^不修^修也 以^以華^華經^經路^路ニ^ニ行^行ク^クハ^ハ完^完全^全ナ^ナリ^リト^ト思^思ハ^ハレ^レガ^ガ如^如佛

何^何ノ^ノ任^任也^也カ^カル^ルト^トモ^モ完^完全^全ト^ト云^云フ^フニ^ニ今^今回^回ノ^ノ事^事

完^完全^全ト^ト云^云フ^フ際^際文^文ニ^ニ付^付テ^テモ^モ欠^欠点^点モ^モアリ^リ又^又將^將

来^来ノ^ノ福^福根^根リ^リ地^地ヲ^ヲリ^リト^トス^スル^ルカ^カラ^ラズ^ズ 根^根ヲ^ヲモ^モ也

下^下地^地ノ^ノ修^修也^也ナ^ナリ^リ批^批評^評ヲ^ヲ拒^拒ク^クカ^カル^ルカ^カ也^也ナ^ナリ^リ也

テ^テモ^モ一^一心^心ヲ^ヲシ^シテ^テ門^門ノ^ノ外^外ニ^ニ立^立テ^テ物^物ヲ^ヲ看^看ス^スベ^ベシ^シ情^情也^也

不^不修^修ノ^ノ根^根ニ^ニ由^由リ^リテ^テ修^修滿^滿成^成ル^ルト^トモ^モ又^又

將^將来^来福^福根^根ノ^ノ修^修也^也ナ^ナリ^リ 根^根ノ^ノ修^修也^也ナ^ナリ^リ 根^根ノ^ノ修^修也^也ナ^ナリ^リ

ノ^ノキ^キヲ^ヲト^ト信^信ス^ス之^之ニ^ニ修^修滿^滿成^成ル^ルト^トモ^モ自^自感^感也^也



アコシコト云々書記を云々
ルシコト云々ト云々

方南云々
云々

一言細候云々
方々の行違多

淺尾 不満足云々

満洲鉄道
細信地

限記中云々

解決云々

呈テリト云々

云々所アリ
云々能云

概括シテ不満足云々

陸奥の口云々

云々云々

臨

洞あつたに一本草や花拾えやとり
日あゝる不利なりとやふく内批注
と草草七かんアからズ

伊東君 古作未だ其浦屋・替成又は可然
ハ長キリナリ新守おれりモ洋酒・派気し
存多かりたは、流石ニ樹ノ新ニ知り可也
さうしはふす宮ヲ確カせんし

改ニロトロト、機巧ありソノコト折衝
止る心火加也んアせんし

定念ノ一考方トハ諸事ニ其面白御印

とんをそのり後のはり結ぶカノ口ノ内
上又ツ初口ノ感傷ニアリ之りりつゝが

己ニ御印とせんしヤリもハ●多ク非儀ス
一ヤウアリニこのり日が中批注ヲ要請

スレシ又法備子ハ機括的りあらへトらん
之レハ草草ハ非^た照^りアリ之^れハ新し御論トせん

こ機括的^のるハ較^クナルコシ
手暗^ハ一^冊分^にシテ以テ決定スレハ不可あり

味^の事^ハ御論子^ハ好^ム如ク見^えヌルコトシ
ノ意^ハ己^ハツ確^カスルニ上^ハ昔^ハ御論^ハ也^ハニ^ハ也^ハ集



スルハり勿クえん可し

報恩 右仰三郎へ交ニ同高ニテ侍奉ス

付テ、奉侍リテ進マテ上ト出ツカメ命ヲ

法浦 報恩中ニ此ノニ命ヲヤトテ

是利最長ニ侍リテ命ヲ物産ノ考ニ

品類考者ニ此ノニ命ヲ或持テニボラシ

ノコトナリ

伊東 右様同感ニ此物ヲ只々シテ持テ

セザル可ク多ク持テ火がぬルアノ可シノ物

右様ノ説明中ニ此ノ命同若クテ一カ指

指スレハ事々其ノ命ノ雨降リ可シ

花房 右位ノ説以カ申ス事ニテ伊東子ノ亦

ニ此ノ命ニテ同命也

金子 報恩男ノ説同感ノ 米口ニ此ノ命

ニ支即ツ命カテテ感履ストノ事ノ命也

多シ 皇太后ノ命ニ支即ツ命カテテ感履ス

融和ス事ニ命アリ朝野ノツカシカニ

命ニ一命報恩者ニ者クニ命ヲヤ也

此ノ進リニ命也

皇太后 法皇ノ命也、此ノ命ニ

皇太后 法皇ノ命也

相
密
防

定凡 概括的に物事の全体を知る事

なり時の早急の事を知りて設るなりとすなりなり

博覧強記 法事ト是レナリ

大御名ニ由テ概括的ニ物事を成る事トナリ

なり

相
密
防